

第四十回 参議院 商工委員会 會議録 第二十九号

昭和三十七年五月四日(金曜日)

午後三時五十四分開会

委員の異動

四月三十日委員田畑金光君辞任につき、その補欠として曾祿益君を議長において指名した。

五月一日委員奥むめも君辞任につき、その補欠として加藤正人君を議長において指名した。

五月二日委員吉武恵市君及び川上為治君辞任につき、その補欠として笹森順造君及び苦米地英俊君を議長において指名した。

本日委員苦米地英俊君、吉田法晴君、曾祿益君及び笹森順造君辞任につき、その補欠として川上為治君、伊藤順道君、向井長年君及び吉武恵市君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 赤間 文三君
中田 吉雄君
牛田 寛君

委員 大泉 寛三君
川上 為治君
小林 英三君
吉武 恵市君
岡 三郎君
近藤 信一君

委員以外の議員

発議者 永末 英一君

衆議院議員

発議者 首藤 新八君
賛議者 板川 正吾君

政府委員

科学技術庁 紅 文吉君
原子力局長 坂本 敏夫君
通商産業大臣官房長 大堀 弘君
中小企業庁 長官 小田橋貞壽君
事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件

○商店振興組合法案(衆議院提出)

○中小企業基本法案(衆議院送付予備審査)

○中小企業基本法案(衆議院送付予備審査)

○中小企業組織法案(衆議院送付予備審査)

○中小企業基本法案(永末英一君発議)

○産炭振興に関する請願(第一六二二號)

○産炭振興に関する請願(第七四六號)

○産炭振興に関する請願(第一〇九號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

○産炭振興に関する請願(第一〇一〇號)

(第一〇一四號)

○産炭振興に関する請願(第一四二八號)

○産炭振興に関する請願(第一四七號)

○産炭振興に関する請願(第一六四八號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○産炭振興に関する請願(第一六四九號)

○福岡県山田市に合理化事業団所有の硬山私下げに関する請願(第二〇二九號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四一七號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四一九號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四二二號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四二四號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四二五號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四二六號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四二七號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四二八號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四二九號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四三〇號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四三一號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四三二號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四三三號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四三四號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四三五號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四三六號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四三七號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四三八號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四三九號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四四〇號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四四一號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四四二號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四四三號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四四四號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四四五號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四四六號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四四七號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四四八號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四四九號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四五〇號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四五〇號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四五〇號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四五〇號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四五〇號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四五〇號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四五〇號)

○石炭産業の長期安定化に関する請願(第二四五〇號)

請願(第九九五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一三三三號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一四四四號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

○中小企業基本法制定促進に関する請願(第一五五五號)

締結する場合におけるあつせん等の環境整備事業をあらわし行なうことができることとしたしております。

第五に、政府は、商店街振興組合の事業の維持発展をはかるため必要があるときは、予算の範囲内で、商店街振興組合に対して補助金を交付することができるとなっております。さらに、既存の中小企業者の組織体である商工会等との間にできるだけ摩擦を生じないようにその地区その他について調整を加えたのであります。

以上がこの法案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(武藤常介君) 本案の質疑は都合により次回に譲ります。

○委員長(武藤常介君) 次に、中小企業基本法案(衆第四二二号)、中小企業基本法案(衆第二四二号)、中小企業組織法案(衆第二五五号)、中小企業基本法案(参第一〇号)、以上四案を便宜一括議題に供し、順次、提案理由の説明を聴取いたします。

まず、衆第四二二号について説明を願います。衆議院議員首藤新八君。

○衆議院議員(首藤新八君) 私は自由民主党を代表いたして、ただいま議題となりました中小企業基本法案につきましても、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の中小企業者が、鉱工業生産の拡大、商品流通の円滑化、海外市場の拡大等を通じて、国民経済の発展と国民生活の安定とに寄与してきた事情については、今ここにあらためて申し上げますまでもなく、各位の十二分に

御承知のことと存じます。

私は、このような中小企業者が今後自由にして公正な競争原理を前提とする近代自由経済の中にあつて変わることもなくその重要性を維持し、かつ施策のよろしきを得るときは、旧に倍する成長を記録することもさして難事ではないと確信するものであります。

しかるに、わが国の中小企業者の多くは、その成長過程において諸般の事情から資本蓄積は進まず、経営基盤は弱く、機械設備等の老朽化にもおおいがたいものがあります。このような中小企業者をこのままに放置するとき、中小企業者と大規模事業者との間の生産性と所得の格差は、今日以上に拡大するばかりでなく、わが国経済の高度成長計画にも多大の支障を来すものと、深く憂慮いたしておる次第であります。いわゆる生産性格差の存在に代表される中小企業問題をこの際早急に解決することは、まさに公共の福祉を増進し、国民経済の健全な発展を招来するために、きわめて重要な課題であると思ふのであります。

このため、第一には、中小企業者の一その自覚と創意工夫を期待するとともに、中小企業者の経済的存立条件の不利を是正し、その事業の体質を改善して、その経済活動を促進すること。

第二には、自由にして公正な競争原理を確立するとともに、大規模事業者との間における経済活動を調整して公正な経済秩序の確立に努め、中小企業者の事業の安定と発展を期すること、この二つの課題を国民経済的立場に立つて解決するための基本的方策を示すものとして、ここに中小企業基本

法案を提案した次第であります。次に本基本法案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、本法案の対象となる中小企業者の範囲を製造業等にあつては、資本金五千万円以下、または従業員数三百人以下、商業サービス業にあつては従業員数五十人以下としたこととあります。

これは現行制度の多くが中小企業の定義を、製造業については、資本金は一千円以下、商業サービス業については従業員数を三十人以下としている点を、今日の事態に合致するよう改め、諸般の施策が一そう浸透するよう意図したものであります。

第二は、生産及び取引について大規模事業者との間に、事業分野の調整その他必要な調整措置を講ずるよう規定したこととあります。これは現行憲法の許容する範囲内において、事業分野等の調整を行ない、中小企業者の事業の安定と振興をはかるよう意図したものであります。

第三は、中小企業者の事業経営の近代化を推進し、生産性向上のための施策を講ずるよう規定したこととあります。これは中小企業者にあつては、生産性の向上が格差是正の最捷徑であり、このため設備の更新、経営の改善、技術の向上等、積極的に事業の体質改善を促進することが必要であるという趣旨に基づくものであります。

第四は、中小企業者の組織の拡充に必要な助成その他の措置を講ずるとともに、国の中小企業者に関する施策も組織に関する施策を妨げるものであつてはならないと規定したこととあります。これは経済事業や調整事業における

中小企業者による組織の重要性にかんがみ、その拡充をはかり、もつて中小企業者の事業の安定と発展を招来するよう意図したものであります。

第五は、系列関係において中小企業者の自主性を失わしめず、下請関係においてその公正な利益を保護するため、必要な措置を講ずるよう規定したこととあります。これは中小企業者の事業の多くが大規模事業者と系列ないしは下請関係に立つて存在し、しかも親事業者の経済的優位性のゆえに、不当に從属的支配下に置かれており、このことが中小企業者の健全な発展を著しく阻害している実情にかんがみ、その適正な関係の確立をはかるよう意図したものであります。

第六は、特に小売商業について、大規模事業者等との間に事業調整を講ずる道を開いたこととあります。これはわが国の中小企業者の中で最も数が多く、かつ零細である小売商業者の正常な事業活動が、往々にして、大規模事業者または協同組合等の進出によって阻害されている実情を矯正するための手段として特に規定したものであります。

第七は、官公需の発注につき、その一定割合を中小企業者に確保するよう必要な措置を講ずるよう規定したこととあります。これは米同等の先例に範をとり、中小企業者に対する需要を拡大して、その事業活動を促進するため手段として規定したものであります。

第八は、金融の円滑化をはかるため、中小企業者のための専門の金融機関を育成強化すること、財政投融資の充実を努めること、中小企業者に対する

貸付条件の適正化をはかること等の諸措置を講ずるよう規定したこととあります。これは中小企業者の設備の更新、健全な商業活動等に必要とされる資金を潤沢に、かつ適正な貸付条件で確保するための手段として規定したものであります。

第九は、国税、地方税を通じて、中小企業者の税負担を適正にし、その税負担が大規模事業者等に比し、不均衡となることのないよう必要な施策を講ずるよう規定したこととあります。これは資本蓄積の弱い中小企業者に対し、極力税負担を軽減し、その事業経営の合理化と安定をはかるという趣旨に基づくものであります。

第十は、中小企業者に対し、資本調達のための必要な施策を講ずるよう規定したこととあります。これは中小企業者の資本の増額、社債の発行を容易ならしめる措置を講じ、所要資金の確保に資するとともに、その資本構成を是正して、中小企業者の事業の安定と成長をはかることを意図するものであります。

第十一は、小規模事業者に対しては、諸般の施策を講ずるに当たり、特別の考慮を払うよう規定したこととあります。これは製造業等にあつては、従業員数二十人以下、商業サービス業にあつては五十人以下程度の事業者について、一般の中小企業者とは異なり、特に手厚い施策を必要とするのが多いことから、かような規定を置くこととしたものであります。

第十二は、経済事情の変化により存立の困難となつた中小企業者の事業について、他の事業または職業への転換を容易にするため、必要な措置を講ず

るよう規定したことであります。これは経済事情の変化等から他の業種または他の職業へ転換することを希望する中小企業者及びその従業員について助成の措置を講じようとの趣旨であります。

以上のほか、政府に対しては、中小企業者の実態を常時適確に把握するため、総合基本調査及び動態調査を実施し、また中小企業施策の効率的実施を確保するため、国会に対し、中小企業者の動向、施策の概要等に関する年次報告を実施するよう義務づける規定を設けた次第であります。

なお、中小企業に関する重要施策を審議し、かつ意見を具申するため、総理府に中小企業審議会を設置することにいたしました。

本案については、わが党は慎重に調査立案をいたしましたので、中小企業者現下の実情にかんがみ、取り急ぎ御審議御賛成下さいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(武藤常介君) 次に、衆第二四号及び中小企業組織法案について御説明を願います。衆議院議員板川正吾君。

○衆議院議員(板川正吾君) ただいま議題となりました中小企業基本法案につきまして、日本社会党を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今さら申し上げるまでもなく、今日、中小企業は、わが国経済の中で圧倒的多数を占めており、かつまた生産、流通等の面においてもきわめて重要な役割を果たしているものであります。にもかかわらず、中小企業と大企業との間に大きな格差が存在し、中小

企業の経営は常に不安定な、困窮した状態にあります。景気が悪くなれば、まっさきにその被害を受け、景気がよくなっても、なかなか中小企業にその余波が届かない。これを言いかえしますならば、大企業は中小企業を踏み台にし、景気調整のクッションに利用していると言つても過言ではないのであります。

この点が欧米の資本主義諸国と非常に趣きを異にしているところであります。欧米の資本主義諸国におきましては、わが国に見られるような大企業と中小企業との間の格差は、労働者の賃金あるいはまた付加価値額の面を見ましても、ほとんど存在しないのであります。したがって、わが国におけるがごとく、中小企業問題が社会問題にまで発展しているような事例はほとんど見当たりません。

こうした現状の中で、政府は依然として大企業に有利な財政金融政策を推進し、また独占法を有名無実のものとして、不当な独占支配を黙認しているのであります。さらに、最近では、自由化を口実に、大企業による吸収合併並びに系列支配を容認し、中小企業を弱肉強食の冷酷な経済競争の中にはうり出したままでありまふ。このように、政府の中小企業対策は、場当たり的な措置に終始して、一時を糊塗してきたにすぎず、一貫した方針が今日に至るまで一度も示されたことがございませぬ。

このため、中小企業者は、今日、資金難、求人難等きわめて窮迫した経営に直面しているだけでなく、明日の経営、中小企業の将来に大きな不安を抱かざるを得ない状態に迫いつめられているのであります。

そこで、中小企業をこのような窮状から救い出し、大企業との間の格差を是正して、安定した、将来に希望の持てる近代的な経営に引き上げるには、どうしてもこの際、抜本的な基本政策を打ち立てる必要があるものであります。そして一元化された強力な行政機関のもとで、かかる基本政策が推進されること、今日ほど緊急を要するところはないのであります。これが本法律を提出する理由であります。

次に、そのおもなる内容を御説明いたします。

まず初めに、本案は、中小企業政策の基本となるべき方針について明確に提示しているものであります。すなわち、基本方針として、次の五つの目標をうたつております。

その一つは、いわゆる国民経済の二重構造を解消して、経済の民主化を実現すること。

その二つは、中小企業者の自主的な協同化を促進すること。

その三つは、個々の中小企業者についても、その維持発展のため、直接必要な指導助成を充実に行なうこと。

その四つは、中小企業とともにその労働者の所得増大をはかり、あわせて近代的な労使関係の確立に努めること。

最後に、中小企業者、労働者、農民相互間の調和をたえず考慮しつつ、中小企業政策を推進すること。

以上のような五つの基本方針に基づいて、以下具体的な政策、機構の内容に及んでいるのであります。

まず第一は、本案に規定される抜本的な総合政策を実施するには、従来の中小企業庁ではとうてい不可能でありますので、新たに中小企業省を設置し、強力に中小企業者の利益を擁護、推進していく考えであります。なお、中小企業省の詳細な規定については、本来本案と三位一体のものとして同時に提出しております中小企業省設置法案を参照していただきたいと存じます。

第二、中小企業者を定義するにあたって、特に零細な勤労事業者を分離し、政策の恩恵が勤労事業者にも十分に浸透するように考慮しているのであります。すなわち、前者については、常時使用する従業員の数が三百人以下であつて、かつ資本の額または出資の総額が三千万円以下のもの、ただし商業、サービス業では三十人以下のものとし、勤労事業者については、おおむね十人以下かつ百万円以下、ただし商業、サービス業ではおおむね三人以下として定めるのであります。もつとも鉱業など特定業種については、別途法令で、中小企業の範囲を定め得ることとしております。

第三は、中小企業の組織についてであります。中小企業の経営を近代化し、発展させて、大企業と対等の地位に引き上げるには、協同化が必要であることは今さら言うまでもありません。

本案は、この協同化にあたって、自主的協同を原則として、あくまでも強制や統制の考えを排除しているのであります。すなわち、加入、脱退は自由で、組合員の権利があくまでも平等な協同組合を組織の基本としております。

そして協同組合の設立を簡易にし、これに国が積極的な援助を与えること

によつて、協同組合に入つたほうが中小企業者にとつてより有利になるような条件を作り上げていくべきだとしているのであります。これまでのように、法律に基づいて組合を作つても、何ら見るべき助成がないために、魅力がなくなり、せっかく目ざめた協同精神を上からぶちこわしてしまふといつたあり方を、この際根本的に是正してからならねばなりません。

さらに、中小企業者がその業種業態に応じて何らかの協同組合に組織され得るよう、組織の種類として、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合、企業協同組合並びにそれらの組合の連合会の九つを考へております。

これらの協同組合は互いに協同して経済事業を営むほか、調整事業や、大企業との団体交渉もあわせ行なうことができるように規定しております。なお、従来の中小企業者の組織に関連する諸法律につきましては、この際、中小企業組織法案に一本化して、本案並びに中小企業省設置法案と三位一体のものとして本国会に同時に提案しておりますので、具体的な内容の説明につきましては、中小企業組織法案に譲りたいと存じます。

第四は、具体的な中小企業政策の内容容についてであります。

まず、産業政策全般に及ぶものとしては、中小企業に適切な事業分野を確保していくことを考へております。今日、中小企業が中小企業分野に進出し、中小企業の存立を脅かしている現状を是正するため、中小企業に適切と認められる事業分野に、大企業がむや

みに進出することを規制しようというものであります。

また、地方公共団体、公共企業体などが外部に発注する場合にも、現在の大企業偏重を改め、中小企業に一定割合以上を優先発注するよう義務づけることといたしております。

次に、経営近代化のための政策といひまして、機械化の推進、経営の専門化、規模の適正化、設備の更新、共同施設の新増設、経営管理の改善、技能者訓練の徹底、試験研究機関の拡充などに努め、それらに必要な助成を積極的に行なう考えであります。中小企業の経営近代化のためには、同時にまた、直接中小企業者の相談に応じたり、診断、指導などの諸活動を積極的に行なうことが特に必要とされておりますので、そのための機関として中小企業センターを全国に配置する方針であります。

また、中小企業の貿易を振興するために、海外市場の調査、開拓の機関を整備し、かつ貿易金融の円滑化をはかり、さらには中小企業が海外において行なう技術協力その他経済協力活動に對しても、指導と援助の手を差し伸べて参る考えであります。

具体的政策内容の第二といたしましては、産業別にきめのこまかい振興政策をとるべきことを提案しているのであります。

すなわち工業にあつては、大企業への従属性を脱却して公正対等な関係を打ち立て、特に下請中小企業者に対する大企業からの不当な圧迫を排除すべきことを強調しているのであります。

鉱業につきましても、地下資源開発事業の特殊性にかんがみ、特に中小企

業者の行なう採鉱、採鉱に対する助成の必要を認めているのであります。

商業については、商品の流通秩序の維持、一般小売業者の利益擁護の立場から、大企業との取引条件の改善、メーカー、卸売業による直接小売行為の制限、百貨店業者の進出抑制をはかることも、他方一般小売業者のみずからの経営改善、近代化を促進し、また横のデパートとしての商店街の共同事業活動に積極的な援助を行なわんとするのであります。本案は、従来からの政府の中小企業政策が工業に偏っていた傾向を是正し、商業部門についても明確な政策を打ち出しているのであります。

第三は、零細な勤労事業者に対する政策についてであります。初めにも触れましたように、零細な勤労事業者に対する施策は、従来中小企業政策一般のかげに隠れて全く見すごされてきました。そこでこの際、勤労事業者に対する施策は、中小企業政策一般から切り離して、別ワクのものとして、特に十分な政策的配慮を払うべきであると考えらるものであります。すなわち、本来の経済政策に社会政策を加味していくべきであります。このため、協同組織化への特別の援助、無担保融資の増大、勤労所得控除制並びに家族労働者の給与所得制の確立、改善、事業主負担分の軽減措置を伴う社会保険の強制適用、そのほか経理、技術の指導助成などを行なうべく方針であります。

こうした政策によって初めて零細な勤労事業の体質改善が可能だと信ずるものであります。

第四は、金融、税制政策であります。まず、金融政策につきましても、

金融機関の融資総額の一定割合以上を常に中小企業者に確保することとし、また金融機関が一企業に一定割合以上の集中融資を行なうことを禁止していただくのであります。さらに信用補完制度を拡充強化するとともに、災害、景気変動等不慮の事態から中小企業者を守るために、中小企業緊急救済資金を設け、置することにいたしてあるのであります。

次に、税制につきましても、協同組合に対する法人税の軽減税率の適用、設備近代化促進のための特別償却制、積立資金に対する税の特別措置などを実施する方針であります。なお、勤労事業者に対する税措置はさきに述べたとおりであります。

第五、労働福祉及び社会保障政策についてであります。中小企業の前近代的な経営のあり方は、その労使関係に顕著に表れております。これを是正する一助として、また最近の求人難を打開していくためにも、中小企業に働く労働者の福祉厚生を真面目に考慮して参らなければなりません。

このため、特に労働者の福祉に関する諸施設の建設並びに事業活動に對して、国及び地方公共団体に積極的な指導、助成の義務を課しているのがあります。なお、社会保障政策につきましても、勤労事業者に対する施策のところで述べたとおりであります。

以上が中小企業政策の具体的な内容であります。

次は、中小企業と大企業等との間の紛争処理の問題についてであります。今日、中小企業は大企業による一方的な不公正な取引に對し、全く泣き寝入

りの状態であります。これを改めて、正常な経済秩序を確立し、中小企業に公正な機会、平等な立場を保障していくには、どうしても中小企業と大企業との間の紛争を調整する機関の設置が必要であります。その意味におきまして、労働者に労働委員会があるように、中小企業にも中小企業調整委員会を中央並びに地方に新たに設けようというのであります。調整委員は、中小企業者、大企業者、労働者、消費者等をもつて公正にあつて、中小企業と大企業等との間に生ずる紛争についてあつせん、調停、裁定を行なうものであります。

最後に、実現に即した適切な中小企業政策を実施するため、政府に對し総合的な実施調査を行なわしめ、さらに中小企業政策に関する基本計画や実施計画並びにその実施状況について、国会に年次報告をさせることといたしておるのであります。

また、総理府に中小企業審議会を設け、主としてこの法律の施行に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について、内閣総理大臣または関係各大臣に建議し得ることとし、本法運用に万遺憾なきを期してあるのであります。

以上が本法律案提出の理由並びに内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、中小企業組織法案の提案理由を御説明いたします。

本法律案は、中小企業基本法案と密接不可分の関連法であり、中小企業省設置法案とあわせて、三位一体のものとして、本院に提出しているのであり

ます。

中小企業に関する組織は、中小企業団体組織法、並びに中小企業協同組合法によるもの、環境衛生関係営業の適正化に関する法律によるものがありま

す。この団体組織法並びに協同組合法による組織の数は、中小企業庁の調べによりますと昭和三十六年十二月末現在で二七、二三八というところであります。統計上、これらは一応休眠組合でないといふことができますが、私どもが現在存する組合の実態を見ます場合、どれだけ活発に活動しているかはなほ疑問な組合がきわめて多いのであります。統計の上では、中小企業者が一体どれだけこれらの法律に基づく組合に組織されているかは、不明であります

が、現在、未組織の中小企業者がいかに多いか、一応組織はされていても、これらの法律に基づく事業活動を現に実施している組合がいかに少ないかということは、およそ中小企業に關係するもののひとつと痛感するところであります。

この理由は一体どこにあるのか。これは一つには、現行法律の規定が中小企業者の現状に適應しておらないといふところからきておるのであります。二つには、一般に仏作って魂入れずという言葉がありますように、法律は作つても、肝心の組織化促進の助成を積極的に行なわない、予算の裏づけがほとんどなされないといふことのためであります。

最近、中小企業者は組織化の必要、協同事業の必要について切実に目ざめつつあります。そして、現に何らかの組織、任意団体に参加するものが多くなつて参りました。

五

ところが、一歩進んで、これらの法律に基づく組合を作ったり、それに加入したりすることには、きわめて消極的であります。むしろ、魅力がなく、かえってわずらわしいとさえ感じているのであります。

今日、技術革新に伴う経済情勢の著しい変化の中で、中小企業の経営を安定させ、その近代的な発展をはかるには、中小企業者の団結の強化、協同化の促進をはかることが最も急務とされているのであります。

しかるに、以上のように中小企業の当面する課題と現状とは、不幸にも相離反した姿を示しているものであります。そして、この離反をもたらした最大の原因が、政府の施策の不備、怠慢にあるということは、何としても遺憾を感ずるべきこととあります。

わが党は、ここに中小企業基本法案の重要な一環として、中小企業組織法案を提出するゆえにも、実にこの現状を打開せんがためであります。そして中小企業者の協同化への切実な要望にこたえ、だれもが、みずからの自由意志に基づいて、その業種業態に適応した組合に簡易に参加でき、協同事業活動のもたらす恩恵に浴することができるよう、国に積極的な施策の実行を義務づけるものであります。さらにまた、これらの組織に強力な団結権、団体交渉権を保障することによって、従来の大企業からの不当な圧迫に対し、それに動じない中小企業者の強固な、安定した地位を確立して参らうとするものであります。

これが、今までの中小企業者の組織に關係する諸法律を一本化し、中小企業組織法案として提案する理由であります。

ます。

つきに、本法律案の概要を御説明申し上げます。まず、第一に、本法律案の定める中小企業の基本組織は協同組合であります。この協同組合は加入、脱退の自由、組合員の権利の平等を原則とし、設立の要件、手続を簡易にし、経済事業、調整事業、団体協約の締結をあわせ行ない得る組織として考えられておるのであります。これによって、組合設立を促進するとともに、組合の種類によって調整事業ができた、できなかつたりする従来の不便を解消して参るつもりであります。また、あくまで自主的な、中小企業者が喜んで入る組織を原則とし、強制加入はいかなる場合にもこれを認めていないのであります。

第二に、組合の種類としては、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合、企業協同組合、協同組合連合会を考へています。これによって従来の事業協同組合を勤労事業協同組合に発展させ、また商店街組合を廃止して新たに下請並びに商店街の両協同組合を設けることとしたしました。また今までの事業協同組合、環境衛生同業組合、火災共済協同組合、企業組合は、それぞれ勤労事業協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、企業協同組合に組織がえすることとしたしております。

て、下請協同組合は、主として地区内の下請業者によって、商店街協同組合は、主として地区内の小売業またはサービス業者五十人以上によって、共済協同組合は、一または二以上の都道府県の区域の全部または全国の区域内の中小企業者によって組織され、他の組織は大体従前どおりであります。

第三に、その事業の内容につきましても、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合の各組合は、経済事業、調整事業、団体協約の締結をあわせ行なうものであります。そして事業協同組合、下請協同組合、環境衛生協同組合が調整事業を行なう場合には、同一業種について地区の重複を認めないこととしたしております。

また共済協同組合は、火災だけでなく、風水害、地震、盗難、交通事故、爆発等による損害をも共済事業の対象に加えております。信用協同組合、企業協同組合の事業については、従来のとおりであります。

第四は、調整事業に関する事項についてであります。すなわち、調整事業を行なう場合は、不当に差別的でないこと、一般消費者及び関連事業の利益を不当に害するおそれがないことを一般的に必要要件としております。

さらに、それに加えて、不況カルテルの場合は、不況要件を、合理化カルテルの場合は、価格等に不当な影響を及ぼさないことを要件としたしております。

また調整規程については、中小企業者のみが入入している組合の場合は届出制で足り、中小企業者以外のものが加入できる組合の場合は、認可制をとることにし、特に価格協定については公正取引委員会の同意を必要としたのであります。

なお、調整事業を効果あらしめるために、不況カルテルの場合について、アウトサイダー規制命令を出しうることとし、違反者には従来の罰金三十万円を五十万円に引上げて賦課することにしたしました。この場合、事業停止命令や加入命令は毛頭認めておりません。

第五は、団体協約についてであります。協同組合は取引条件ならびに調整事業について団体協約を締結することができ、相手方はこの団体交渉に対して、応諾する義務があります。そして団体協約のうち、取引条件に関する組合の、中小企業者のみが入入している組合の締結したものについては、届出制で足りることとしたしました。なおまた、系列別の下請協同組合が、親事業者と間に取引条件に關して締結した団体協約については、その四分の三以上が適用をうける場合、その親事業者と取引關係のある組合員以外の下請業者に対し、一般的拘束力をもつこととしたしております。

第六に、中央会の機構、運営につきましても、従来の天下り方式を改め、真に民主的な中小企業者の組織とするよう配慮いたしました。すなわち、中央会に正規の理事会をおき、理事会は業務の執行を決する、会長は理事会の定めるところに従って業務を行ない、会長事故あるときは理事がその職務を代理する、といったのであります。

第七といたしまして、とくに政府の助成義務を明記しておりますのであります。これは初めに申し上げましたように、

に、せつかくの組織に関するりっぱな法律ができて、協同化を促進する政府の助成措置に欠けるところがあつては、法の効果的な運用を期することができませんので、共同施設、福祉厚生施設に要する経費、組合の事務に要する経費について、国がその一部を補助することを義務づけたのであります。

また商店街など協同組合の設備する街灯の公共性を考え、その電気料金について特別の軽減措置をとることとしたしております。

その他、細目の規定につきましても、はおおむね従来の法律の規定を準用しております。

以上が本法律案の提案理由と内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(武藤常介君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記をおこし。

議事の都合により、民社党案の趣旨説明はあとに回して、ただいまから請願事項の審査を行ないます。

○委員長(武藤常介君) 次に、本委員会に付託されました請願二百七件を便宜一括して議題といたします。

本請願につきましても、従来の例にならぬ一昨二日理事会を開き慎重に検討いたしました。以下、便宜お手元に配付いたしました付託請願一覧表を基準とし検討の結果を報告いたします。

なお、同一件名につきましても、号数及び件数を省略し、筆頭番号のみを申

上げます。

まず、鉱業関係につきましては、一ページ目は中ごろにあります一六四九号を除く全請願、二ページの二四一七号、八二一〇号、二〇七〇号、二二六〇号、二六〇二号、二七六八号、中小企業関係では、四六七号、六二二号、物価関係では、二〇三〇号、地域開発関係では、一五九四号、七六三三号、その他の関係では、三七六号、六五三三号、一六一四号、以上三十八件、総数で百十九件になります。いずれも請願の願意妥当と認め採択すべきものと意見が一致いたしました。

それからプリント四枚目にございまして、二〇九四号物価値上げ反対等に関する請願及びその他の部類にございまして、七五五号、二八三四号、いずれも放射線化学中央研究所関係の請願につきましては、採否について意見の一致をみるに至りませんでした。

なお、以上報告いたしましたものの以外の請願七十七件は、すでに議了いたしました。議案により措置済みとなりましたもの、現在審査中の議案に関するもの等でありまして、保留すること意見が一致いたしました。

以上のとおりであります。採択すること意見一致いたしました。百十九件の請願を理事会の決定どおり採択することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(武藤常介君) 御異議ないものと認めます。よってさよう決定いたしました。

次に、意見の一致をみませんでした。請願第七九五号茨城県に放射線化学中央研究所設置の請願、第二八三四号利根川上流に放射線化学中央研究所設置

反対に関する請願を問題といたしました。

まず、両請願の要旨につきましては、お手元に配布いたしましたので、まず、本件につきまして、政府委員から意見を聴取することといたします。

○政府委員(紅文吉君) 請願第七九五号の件につきましては、放射線化学中央研究所を日本原子力研究所の中に置くに当たりまして、その場所をぜひ茨城県のほうへ持つてきてもらいたいというところをございまして、同じく次の利根川上流に放射線化学中央研究所設置反対に関する請願のところに書いてございまして、群馬県高崎市岩鼻に設置してもらいたいという要望もございまして、両方共願の形になっておりますので、目下原子力委員会におきまして慎重に検討を進めておるところでございまして、ただいまのところいずれを是とするというふうなことに相なっております。

次に、第二八三四号の請願、すなわち利根川上流に放射線化学中央研究所設置反対に関する請願でございまして、この件で言われておるところの、下流住民に対する廃水が非常な悪影響を及ぼすのではないかと、このことではございますが、本件につきましては、原子力炉は置かないという決定になっております。そこで原子炉を置かないという問題では起こらないと考えております。すなわち、一般にアイソトープを利用しておられる病院等における場合と同様でございまして、川へ流すというふうなことはいたしません。これは放同協、すなわち放射線同位元素協会というののございまして、そちらのほうで

一括して処理する。すなわち、容器に入れまして、それを東海研究所の敷地内にありますところの放射線同位元素協会の所有になるところの廃棄施設でもって処理をするということに相なっております。

以上でございます。

○委員長(武藤常介君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記を起こし。

両請願を保留することに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(武藤常介君) 御異議はないと認めます。よってさよう決定いたしました。

次に、第二〇九四号外八件の物価値上げ反対等に関する請願を問題といたします。

本請願の要旨につきましては、お手元に配布いたしました資料のとおりであります。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記を起こし。

本請願を保留することに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(武藤常介君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

次に、理事会において保留すること意見の一致をみませんでした。七十七件の請願を理事会決定どおり処理することに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(武藤常介君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました請願について、議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任を願います。

○委員長(武藤常介君) それでは前に戻りまして、中小企業基本法案(参第一〇号)を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。永末英一君。

○委員以外の議員(永末英一君) ただいま議題となりました中小企業基本法案について提案理由の説明を申し上げます。

中小企業基本法案がどうして必要かというところは、すでに日本経済の構造上、中小企業に対するいろいろの不利益な問題が処理され、現在の経済の成長発展過程においても、ますますこれが拡大しつつあるということ、今回与野党三党ともに、それぞれ中小企業基本法案を掲げて、この国会に提出しております。事実、これによって何よりもこういう法案が必要であるということの緊要性並びに必要性を証明しているものと存じます。

わが国の中小企業は、雇用面では全労働者の約七割を占め、生産においては全生産額の約六割を生産し、輸出面では輸出総額の五割強を受け持っております。わが国経済において、中小企業が実際に果たしている役割の大きさは、なんびとといえども認めざるを得ないのであります。しかるに中小企業の置かれている実態をみますと、資本・労働・技術・経営のそれぞれの面で、まだまだ近代化が進んでおりませ

ん。大企業に比べて競争条件が著しく劣っているばかりか、企業規模も、零細企業を底辺として、大きさに格差があります。現在の中小企業は、大企業対中小企業といういわゆる経済の二重構造の桎梏にさらされているばかりか、お互いの間で激しい過当競争を繰り返しているという二重、三重の不利な条件のもとに置かれております。このような条件にある中小企業をいかに振興育成し、その生産性を高め近代化をどうやってすすめていくか、その基本策を定め、それに基づいて具体策の体系的計画的推進をはからなければ、わが国経済から、二つの経営構造、二つの労働条件が存在するという根本欠陥を取り除くことはできません。

中小企業基本法こそは、中小企業者が自分の正しい創意を生かして企業の発展と従業員の労働条件の向上をはからんとする努力を生かされるよう保障していく中小企業のすすむべき大道を示すものでなくてはなりません。中小企業が日本経済において現実に果たしております重要な役割に相応した待遇を、国の施策の上において与えられるということが何よりも肝要であると私どもは考えます。このような観点に立ちまして、私どもは現行法令のすべてにわたって、現在の法律を改正して可なるものはこれを改正し、足らざるは新しい立法をする、こういうことであるという手だてを尽くしましたが、その総決算といたしまして、これらのあらゆる考え方の根本になるべき基本法が必要であると、こういう観点から、このようにして本法案は前文及び十

二章二十八条より成っております。

前文におきましては本法の本質を明らかにいたすために、その最後にありますように「国の将来の理想像は、国民の中産階級化と福祉国家の実現にあり、この目標にむかつて、中小企業の安定と振興をはかるため、ここに新らたなる中小企業政策の基本原則を指向し、この法律を制定する」という点です。私どもの理想が集約されております。

本文の「第二章総則」におきましては、本法が目的としている中小企業政策の基本目標をまず明らかにし、この政策を実現する国、地方公共団体の責任を明らかにしました。特に私どもは、国の政策実施機関として中小企業省を設置すべきである旨を規定しました。なお、中小企業の定義につきましては、最近の経済発展の実態にかんがみまして、資本金額は最高五千万円といたしました。また中小企業のうち、特に小規模事業の定義を明らかにして、小規模事業対策の確立に便ならしめました。

「第二章調査及び計画」は、国が政策実施するにあたり、調査、基本計画と実施計画の三案、さらに国会に対する報告義務等について規定しました。

「第三章中小企業者の協力組織」におきましては、今後の中小企業者の基本組織は、業種別地域別に自主的に組織され民主的に運営される同業組合である旨を規定しました。従来の協同組合はもちろん活発に活動していくわけでありますが、さまざまな産業分野を相手としていく社会的責任体制を確立し、大企業に対抗していく実力を備え、かつお互いの過当競争を自主的に調整し

ていくためには、同業組合の設立こそが、中小企業発展の土台となるべきであると考えます。なお、協同組合組織として商店街組合を新たに加えて、小売業者について、地域組織を確立することによって、利益を守り、あわせて、新しい町作りを行なうことにいたしました。

「第四章中小企業者の産業分野の確保」におきましては、今後のわが国の産業構造の中にあつて、中小企業者による経営が経済的社会的適切であると思われる業種を確保し、大企業をしてここに不当侵入せしめないような方向を明らかにしました。

「第五章中小企業者の事業活動の保護」におきましては、現在ならびに将来にわたって起こる中小企業と大企業との間の紛争を処理し、中小企業の実業活動やこの面から保護する基本規定であります。

「第六章中小企業者に対する官公營の確保」におきましては、政府ならびに政府関係機関としての公私企業体、公団、公庫及び地方公共団体などが、わが国における最も大きな購買力をもつ団体である事実にかんがみまして、これらの諸団体が、出来るだけ中小企業者より物資やサービスを購入するよう、その基本方針を規定しました。これによって、中小企業者に対する安定した発注先を確保せんとするものであります。

第七章から第十一章までは、設備技術及び経営の近代化施策、「貿易上の施策」、「財政金融上の施策」、「税制上の施策」、「労務上の施策」の五つの面の基本施策を規定しまして、それぞれ中小企業発展のために不可欠な各設備

にわたる措置の方向づけを行ないました。

「第十二章中小企業政策審議会」におきましては、中小企業行政の民主化をはかる当然の措置として国が中小企業政策の立案、実施に当たりましては、民間から選ばれた総理府付属の本機關に諮問すべき旨を規定いたしました。

以上が本案の概要でございますが、私どもは先ほど申し上げました趣向にのっとり、本案の関連法規、関連政策として、すでに六十件をこえる法案や要綱案を立案しております。これらが整備されました、初めて基本法に魂が入り、生命が吹き込まれるものであり、と思うのでございます。

そのうち、すでに本国会に、会社更生法改正案、百貨店法改正案、下請代金支払遅延等防止法改正案、小売商業調整特別措置法改正案の四件につきましてはすでに提出済であり、また今後、商店街組合法案、中小企業者に対する資金の確保等に関する特別措置法案、官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案、中小企業同業組合法案につきましては本国会に提出すべく手続中であります。

なにとぞ、本案につきまして慎重審議の上、御賛同あらんことを希望致します。

○委員長(武藤常介君) 本日はこれにて散会いたします。次回は明後六日午前十時より開会いたします。

午後五時七分散会

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

請願(第三〇八二号)

一、商店街法制定促進に關する請願
(第三〇八三號)

一、公共料金等引下げに関する請願
(第三一九五号)(第三二九三号)(第
三二九四号)

一、物価値上げ反対等に関する請願
(第三二九五号)

第三〇八二号 昭和三十七年四月十日受理

中小企業基本法制定促進に關する請願
請願者 滋賀県議會議長 奥村 悦造
紹介議員 村上 義一君

中小企業は、わが国経済上、社会生活上極めて重要な地位にあるが、いまだその経営基盤が確立しないため、最近の

経済成長のもとにあって大企業との格差はさらに拡大する恐れがあり、わが国経済の均衡的發展を図る上から、中

において著しい進展を示しているが、商

業対策は、はなはだしい立遅れとなっているから、すみやかに、商店街法を制定し、経済的役割を明確にすると

もに、国の助成育成措置を講ぜられた
いとの諸願。

第三一九五号 昭和三十七年四月十
七日受理
公共料金等引下げに関する請願(二通)

請願者 熊本県人吉市南町堤光
子外七千五百五十七名
紹介議員 北村 暢君

第三二九四号 昭和三十七年四月十九日受理

公共料金等引下げに関する請願
請願者 宮城県栗原郡若柳町片町四ノ二金野政志外
六千八百二十四名

紹介議員 樺 繁夫君
この請願の趣旨は、第三二九五号と同じである。

第三二九五号 昭和三十七年四月十九日受理
物価値上げ反対等に関する請願
請願者 岩手県一関市山田町二四五 遠藤武夫外千三百七十五名

紹介議員 平林 剛君
池田首相は「経済のことは私に任せなさい。必ず所得を増加させます。私はそれを申しません」といったが、現在、生活は所得増どころか、公共料金、食品等の激しい値上がりで物価倍増に打ちひしがれているから、(一)政府の高物価政策をやめること、(二)公共料金、管理価格等独占的に価格をつり上げる政策を中止すること、このため、各種の法的措置を明らかにすること、(三)生産流通機構を抜本的に整備し生産性の向上に即して物価を引き下げ、所得を引き上げること、(四)間接税(特に物品税、消費税)を引き下げ、末端小売価格に明確に反映させること、(五)公正取引委員会の物価に対する権限を現行法上に強化すること等の施策を強力に推進せられたいとの請願。

四月二十八日本委員会に左の案件

を付託された。(予備審査の付託は四月十三日)
一、商店街振興組合法案(衆)

商店街振興組合法案

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

第一節 通則(第二条―第十二条)

第一節 事業(第十三条―第十九条)

第二節 組合員及び会員(第二十条―第三十三条)

第三節 設立(第三十四条―第四十一条)

第四節 管理(第四十二条―第七十一条)

第五節 解散及び清算(第七十二条―第七十八条)

第六章 助成措置(第七十九条)

第七章 雑則(第八十条―第八十九条)

第八章 罰則(第九十条―第九十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商店街が形成されている地域において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行なうとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行なうのに必要な組織等について定めることにより、これらの事業者の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第九部 商工委員会会議録第二十九号 昭和三十七年五月四日【参議院】

る。

第二章 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

第一節 通則

(人格及び住所)

第二条 商店街振興組合連合会(以下「組合」と総称する)は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第三条 組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(基準及び原則)

第四条 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

一 組合員又は会員の相互扶助を目的とすること。

二 組合員又は会員が任意に加入し、又は脱退することができると。

三 組合員又は会員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分に応じ、配当するものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2 組合は、その行なう事業によってその組合員又は会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員又は会員の利益のみを目的としてその事業を行なうてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(名称)

第五条 組合は、その名称中に、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会という文字を用いなければならない。

2 組合以外の者は、その名称中に、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(商店街振興組合の地区)

第六条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む市(都の区を含む。第十一條第二項の場合を除き、以下同じ)の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。

2 商店街振興組合の地区は、二以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。

第七条 商店街振興組合の地区は、他の商店街振興組合の地区と重複するものであつてはならない。

(商店街振興組合の組合員の資格)

第八条 商店街振興組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者及び定款で定めるときはこれらの者以外の者とする。

(商店街振興組合の設立)

第九条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、総組合員の二分の一以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。

(商店街振興組合連合会の組合員の資格)

第十条 商店街振興組合連合会(以下「連合会」という)の組合員たる資格を有する者は、その地区の一部を地区とする組合であつて定款で定めるものとする。

(連合会の設立)

第十一条 連合会は、会員たる資格を有する組合の二分の一以上が会員となるものでなければ、設立することができない。

2 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この項において同じ)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部分を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地

区とする連合会は、設立することができない。

(免稅)

第十二条 組合の所得のうち、組合事業の利用分量に応じて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

第二節 事業

(商店街振興組合の事業)

第十三条 商店街振興組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

- 一 販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設
- 二 組合員のためにする商品券の発行、割賦購入あつせんその他販売方法に関する共同事業
- 三 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- 四 組合員及びその従業員の福利厚生に関する施設
- 五 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 六 組合員の事業に係る休日、開店又は閉店の時刻等に関する指導
- 七 組合員の従業員の集団的雇入れ及びその従業員に係る賃金、労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業
- 八 街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための施設
- 九 組合員の事業の発展に資するためにする商店街振興組合の地区内

の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言

十 組合員が建築協定を締結する場合におけるあつせん

十一 前各号の事業に附帯する事業

2 商店街振興組合は、前項第四号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

3 商店街振興組合は、組合員の利用に支障がない場合に限る、組合員以外の者に第一項第一号から第五号までの事業（これらの事業に附帯する同項第十一号の事業を含む。）を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者のこれらの事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員のこれらの事業の利用分量の百分の二十をこえてはならない。

第十四条 保管事業を行なう商店街振興組合は、運輸大臣の許可を受け、組合員の寄託物について倉庫証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた商店街振興組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉庫証券を交付しなければならない。

3 第一項の倉庫証券については、商法第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉庫証券による買入れ）の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一

号）第六條第二項、第八條第二項、第十二條、第二十二條及び第二十七條（監督）の規定を準用する。この場合において、同法第十二條中「第五條第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第十五条 前条第一項の許可を受けた商店街振興組合の作成する倉庫証券には、その商店街振興組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

第十六条 商店街振興組合が倉庫証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十七条 商店街振興組合が倉庫証券を発行した場合については、商法第六百六十六條から第六百九十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫業者の責任）の規定を準用する。

第十八条 商店街振興組合が商品券を発行したときは、組合員は、これに對してその取扱商品につき引換えの義務を負う。

2 商店街振興組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換えをすることができないとき、又はその引換を停止したときは、その商店街振興組合は、商品券の所有者に対し、券面に表示した金額を限度として、弁済の責めを負う。

(連合会の事業)

第十九条 連合会は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 会員たる組合の組織及び事業の指導及び連絡

二 販売、購買、保管、運送、検査その他連合会を直接又は間接に構成する事業（以下「所屬員」という。）の事業に関する共同施設

三 所屬員のためにする商品券の発行、割賦購入あつせんその他販売方法に関する共同事業

四 会員に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び会員のためにするその借入れ

五 会員たる商店街振興組合の組合員の事業についての企業診断

六 所屬員及びその従業員の福利厚生に関する施設

七 第一号の事業に該当するものを除き、所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

八 会員が行なう第十三條第一項第六号の事業の指導

九 会員たる商店街振興組合の組合員の従業員の集団的雇入れ及びその従業員に係る賃金、労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業

十 会員の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること

十一 前各号の事業に附帯する事業

第三節 組合員及び会員

(出資)

第二十条 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもって組合に対抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第二十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員を選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第六十條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第二十二條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払については、相殺をもって組合に対抗することができない。

(使用料及び手数料)

第二十三条 組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(加入の自由)

第二十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第二十五条 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第二十六条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の中出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第二十七条 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受け

ようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第二十八条 組合員は、三月前までに予告し、事業年度の終りについて脱退することができ、

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第二十九条 組合員は、次の理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 出資の払込み、経費の支払その他の組合に対する義務を怠った組合員

二 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に對抗することができない。

(脱退者の持分の払い戻し)

第三十条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払い戻し

を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける組合財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当たり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第三十一条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(払い戻しの停止)

第三十二条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払い戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第三十三条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があるとき、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第三十条及び第三十一条の規定を準用する。

第四節 設立

(発起人)

第三十四条 商店街振興組合を設立するにその組合員になろうとする七人以上の者が、連合会を設立するにその組合員になろうとする二以上の組合が発起人となることを要する。

(創立総会)

第三十五条 発起人は、定款を作成し、それを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつてその会日までたものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第二十一条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商店街振興組合法第三十五条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商店街振興組合法第三十五条第五

項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第三十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。

2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第六條及び第九條又は第十一條の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。

3 行政庁は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

4 行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(理事への事務引継ぎ)

第三十七条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(出資の第一回の払込み)

第三十八条 理事は、前条の規定による引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必

要な行為は、組合の成立後にすることを妨げない。

(成立の時期)

第三十九条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(成立の届出)

第四十条 組合は、成立の日から二週間以内、行政庁にその旨を届け出なければならぬ。

(商法の準用)

第四十一条 組合の設立については、商法第四百二十八条（株式会社）の設立の無効の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第四十二条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額及びその払込みの方法

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立ての方法

十一 役員の数及びその選挙に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由

由を、現物出資をする者を定めるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(規約)

第四十三条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第四十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は三人以上とし、監事の定数は一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

6 役員選挙は、無記名投票によつて行なう。

7 投票は、一人につき一票とする。

8 役員選挙は、出席者中に異議がないときは、第六項の規定にかかわらず、指名推選の方法によつて行なうことができる。

9 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）に於て、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

10 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員の変更の届出)

第四十五条 組合は、役員の変更又は住所の変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

(役員任期)

第四十六条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)

第四十七条 組合の業務の執行は、理事会が決定する。

第四十八条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(監事の兼職禁止)

第四十九条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)

第五十条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することとができる。この場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八八条（自己契約）の規定を適用しない。

(理事の責任)

第五十一条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に對し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき故意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に對し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第五十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第五十二条 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。た

第五十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第五十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に對し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員改選)

第五十五条 組合員は、総組合員の十分の一以上の選挙をもつて、役員改選を請求することができるものとす

し、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。た

第五十六条 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(監事の兼職禁止)

第五十七条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)

第五十八条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することとができる。この場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八八条（自己契約）の規定を適用しない。

(理事の責任)

第五十九条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に對し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき故意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に對し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第五十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第六十条 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。た

第六十一条 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(監事の兼職禁止)

第六十二条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)

第六十三条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することとができる。この場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八八条（自己契約）の規定を適用しない。

(理事の責任)

第六十四条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に對し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき故意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に對し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第五十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第六十五条 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

だし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に附し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第五十八條第二項及び第五十九條の規定を準用する。

(商法等の準用)

第五十六條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第五十一條並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、

理事等については、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項特別利害関係人の議決権、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで

(取締役会の招集) 及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「商店街振興組合法第五十三條第二項」と読み替へるものとする。

(総会の招集)

第五十七條 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十八條 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができ

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事等に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第五十九條 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができ、理事の職務を行なう者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会招集の手続)

第六十條 総会の招集は、会日の十日前までに会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第六十一條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第六十二條 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
四 経費の賦課及び徴収の方法
五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第三十六條第二項から第四項までの規定を準用する。

(総会の議事)

第六十三條 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第六十條の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第六十四條 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 組合の解散又は合併
三 組合員の除名

(商法の準用)

第六十五條 総会については、商法第二百三十一條(総会の招集の決定)、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(株主総会の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「商店街振興組合法第六十條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商店街振興組合法第六十四條」と読み替へるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第六十六條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第六十七條 債権者が前条第二項の一

定の期間内に異議を述べなかったときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。

(準備金及び繰越金)

第六十八條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 第十三條第一項第五号又は第十九條第一項第七号の事業を行なう組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配当)

第六十九條 組合は、損失をうめ、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分に応じ、又は年一割をこえない範囲内において払込出資

額に応じてしなければならない。

第七十条 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

(組合員の持分取得等の禁止)

第七十一条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)

第七十二条 組合は、次の理由によって解散する。

- 一 総会の決議
- 二 組合の合併
- 三 組合の破産
- 四 定款で定める存立時期の満了又は解散理由の発生
- 五 第八十六条第一項又は第二項の規定による解散の命令

2 組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併の手続)

第七十三条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第六十六条及び第六十七条の規定を準用する。

3 合併は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 前項の認可については、第三十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

第七十四条 合併によって組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第六十四条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員選任については、第四十四条第四項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第七十五条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によって成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによってその効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によって成立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務(その組合がその行なう事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(商法等の準用)

第七十六条 組合の合併については、商法第四十四条から第六十六条まで及び第八十一条から第八十三条まで(合名会社法の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第七十七条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第七十八条 組合の解散及び清算については、商法第六十六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百三十一条、第四百七十七条第二項、第四百八条から第四百二十四条まで、第四百二十六条及び第四百二十七条(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第二百五十七條、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第四十七條から第五十四條まで、第五十八條第二項及び第五十九條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。

この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「商店街振興組合法第七十八條三於テ準用スル同法第五十三條第二項」と、同法第四百七十七條第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第三章 助成措置

(補助金の交付)

第七十九条 政府は、組合事業の維持発展を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に対し、補助金を交付することができる。

第四章 雑則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第八十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、組合が第一項第一号又は第十九条第一項の規定に基づいて行なう行為には、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

(検査の請求)

第八十一条 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があったときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(決算関係書類の提出)

第八十二条 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第八十三条 行政庁は、毎年一回を限り、この法律の施行に必要な限度において、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分派その他組合の一般的状況に関する報告を徴することができる。

(検査等)

第八十四条 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその組合の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

(行政庁の命令)

第八十五条 行政庁は、前条の規定により報告を徴し、若しくは第八十一条第二項若しくは前条の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(組合に対する解散の命令)

第八十六条 行政庁は、組合が第三十六條第二項に規定する設立要件を欠くに至つたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができ

る。
2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したときは、その組合に対し、解散を命ずることができ

(弁明の機会の供与)

第八十七条 行政庁は、前条の規定による命令をしようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(所管行政庁)

第八十八条 この法律中「行政庁」とあるのは、第十九條第一項第十号及び第七十五條第二項の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。

一 商店街振興組合については、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

二 連合会については、その地区が都道府県の区域をこえないものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とし、その他のものにあつては、通商産業大臣とする。

(実施規定)

第八十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 罰則

第九十条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、組合の事業の範圍外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、

三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第九十一条 第十四條第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第八十四條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四條第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第八十一條第二項若しくは第八十四條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金を科する。

第九十二条 組合が第八十五條の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第三條第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十三條第三項（第十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第二十四條の規定に違反したとき。

五 第二十九條第二項又は第五十五條第四項の規定に違反したとき。

六 第三十五條第六項若しくは第六十五條において準用する商法第二百四十四條、第五十六條若しくは第七十八條において準用する商法第二百六十條ノ三又は第七十八條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第四十條、第四十五條又は第七十二條第二項の規定に違反したとき。

八 第四十四條第五項の規定に違反したとき。

九 第四十九條（第七十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第五十二條又は第五十三條（これらの規定を第七十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 第五十四條（第七十八條において準用する場合を含む。）又は第五十六條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第五十六條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第

七十八條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 第五十七條の規定に違反したとき。

十四 第六十六條第二項（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）又は第七十八條において準用する商法第四百二十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十六條若しくは第六十七條第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第七十三條第二項において準用する第六十六條若しくは第六十七條第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十六 第六十八條又は第六十九條の規定に違反したとき。

十七 第七十一條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十八 第七十八條において準用する商法第三百十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十九 第七十八條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第七十八條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十一 第八十二條の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十二 第八十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第五條第三項において準用する商法第二十一條第一項の規定に違反した者も、同様とする。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範圍内で政令で定める日から施行する。

（市の区域に設立されている商工会との調整措置）
第二條 この法律の施行の際現に市の区域に属する地域に商工会が設立されている場合においては、第六條第一項の規定にかかわらず、当該商工会が解散した後でなければ、当該商工会の地区である市の区域に属する地域をその地区に含む商店街振興組合は、新たに設立することができない。

（商店街振興組合等への組織変更）
第三條 この法律の施行の際現に中小企業等協同組合法（昭和二十四法律第八十一号）第九條の二第一項に規定する事業を行なう事業協同組合又は同法第九條の第一項（第一号及び第三号を除く。）に規定する事業を行なう協同組合連合会は、この法律の施行の日から一年以内に、総会の議決を経て、その組織を変更し、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会になることができる。

2 この法律の施行の際現に市の区域に属する地域に商工会が設立されている場合においては、前項の規定にかかわらず、当該商工会が解散した後でなければ、当該商工会の地区である市の区域に属する地域をその地

- 区を含む商店街振興組合への組織変更は、これを行うことができない。
- 3 第一項の議決は、組合員又は会員の議決権の三分の二以上の多数をもってしなければならない。
- 4 第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。
- 5 理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款、事業計画並びに役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して組織変更の認可を受けなければならない。
- 6 前項の認可については、第三十六条第二項の規定を準用する。
- 7 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において登記をすることによってその効力を生ずる。
- 8 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。
- (名称に關する経過措置)
- 第四條 この法律の施行の際その名称中に商店街振興組合又は商店街振興組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。
- 第五條 第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には適用しない。
- (登録税の一部改正)
- 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第十九條第七号中「中小企業団体中央会」の下に「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
- 商店街振興組合連合会を「中小企業団体の組織に關する法律」の下に「商店街振興組合法」を加える。
- (印紙税法の一部改正)
- 第六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
- 第五條第六号中「輸出入組合」の下に「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
- (商工組合中央金庫法の一部改正)
- 第七條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
- 第三條第三項中「商工組合連合会」の下に「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加え、同項中「事業協同小組合」を「商店街振興組合、事業協同小組合」に改め、同條第四項中「商工組合連合会」の下に「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
- 第七條第一項中第二号ノ二を第二号ノ三とし、第二号の次に次の一号を加える。
- 二ノ二 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- 第二十七條第一項ただし書中「商工組合連合会」の下に「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
- 第二十八條第一項第六号中「商工組合連合会」の下に「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
- (法人税法の一部改正)
- 第八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第九條第七項中「商工組合連合会」の下に「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
- (私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律の一部改正)
- 第九條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
- 第二條第四号の次に次の一号を加える。
- 五 商店街振興組合であつて、その組合員たる事業者の常時使用する従業員の数が、商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては三十人を、その他の事業者にあつては三百人をこえないもの及びこれらの商店街振興組合のみを直接又は間接の構成員とする商店街振興組合連合会
- (中小企業庁設置法の一部改正)
- 第十條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
- 第三條第一項第七号の三の次に次の一号を加える。
- 七の四 商店街振興組合法(昭和三十三年法律第一号)の施行に關すること。
- 第四條第四項中「第七号の三」を「第七号の四」に改める。
- (中小企業等協同組合法の一部改正)
- 第十一條 中小企業等協同組合法の第一号を次のように改正する。
- 第七十四條第一項第一号中「及び商工組合連合会」を「商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。
- (地方税法の一部改正)
- 第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七十二條の二十二第四項第五号中「商工組合連合会」の下に「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
- 第七十三條の四第一項第八号中「及び中小企業団体の組織に關する法律(昭和三十三年法律第八十五号)」を「中小企業団体の組織に關する法律(昭和三十三年法律第八十五号)及び商店街振興組合法(昭和三十三年法律第一号)」に改める。
- 第三百四十八條第二項第十一号の二中「及び中小企業団体の組織に關する法律」を「中小企業団体の組織に關する法律及び商店街振興組合法」に改め、同條第四項中「及び中小企業団体の組織に關する法律」を「中小企業団体の組織に關する法律、商店街振興組合法及び商店街振興組合連合会」に改める。
- (中小企業信用保険法の一部改正)
- 第十三條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第二條第一項第四号の次に次の一号を加える。
- 四の二 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行なう者であるもの
- 第三條第一項中「商工組合連合会」の下に「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
- 第三條第一項中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。
- 一の三 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の施設であつて、商店街振興組合法(昭和三十三年法律第一号)第十三條第一項第一号若しくは第七号又は第十九條第一項第二号に掲げるものの設置に必要な資金
- 第四條中「商工組合連合会」の下に「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
- 五月二日本委員会に左の案件を付

である。

第三三八二号 昭和三十七年四月二十三日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 香川県高松市橘上町五七九ノ一 矢野正利外
六千九百九十九名

紹介議員 須藤五郎君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三三八三号 昭和三十七年四月二十三日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 岩手県盛岡市上田北山町三九 高橋末吉外六千九百九十九名

紹介議員 岩間正男君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三三九九号 昭和三十七年四月二十三日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 宮城県宮城郡多賀城町新田後四 加藤伝蔵外二百十三名

紹介議員 中村順造君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四〇〇号 昭和三十七年四月二十三日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 秋田県本荘市大浦字大走 菅原謙一外千七百三十八名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

である。

第三四一九号 昭和三十七年四月二十四日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 鹿児島市原良町一、八二九 下堂梅吉外八百三十二名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四七〇号 昭和三十七年四月二十五日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 茨城県猿島郡岩井町岩井 倉持順吉外二千九百九十四名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四七一号 昭和三十七年四月二十五日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 福岡県田川郡方城町畑見六 中村芳臣外千八百五十五名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四七二号 昭和三十七年四月二十五日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 鳥取県八頭郡智頭町智頭六一三 谷口典子外九百名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

である。

第三四七三号 昭和三十七年四月二十五日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 鳥取市市立川二丁目本城菊枝外二千六百名

紹介議員 平林 剛君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四七四号 昭和三十七年四月二十五日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町前山 小笠原容子外八千名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四七五号 昭和三十七年四月二十五日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 鳥取市横原三六八加藤品子外二千六百七十名

紹介議員 光村 其助君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四七六号 昭和三十七年四月二十五日受理
公共料金等引下げに関する請願(二通)
請願者 静岡県田方郡中伊豆町山田友市外二千四百七十七名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四八三号 昭和三十七年四月二十六日受理

十六日受理

公共料金等引下げに関する請願(三通)
請願者 岩手県盛岡市多賀八〇高橋つた外三千三百六十二名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四八四号 昭和三十七年四月二十六日受理
公共料金等引下げに関する請願(四通)
請願者 広島市宇品町御幸通り十一丁目 溝上渉外四千六百四十名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四八五号 昭和三十七年四月二十六日受理
公共料金等引下げに関する請願(四通)
請願者 茨城県水戸市大坂町二八九ノ二 飛田正男外五千五百八十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四九七号 昭和三十七年四月二十六日受理
公共料金等引下げに関する請願
請願者 宮城県仙台市東二番丁一五九 相原寛記外千七百四十一名

紹介議員 平林 剛君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四九八号 昭和三十七年四月二十六日受理

公共料金等引下げに関する請願
請願者 秋田市飯島字街道 武藤貞市外三百二十六名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三五四九号 昭和三十七年四月二十八日受理
公共料金等引下げに関する請願(二通)
請願者 香川県木田郡牟礼町大字原四二三 松原輝市外二千二十七名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三五五〇号 昭和三十七年四月二十八日受理
公共料金等引下げに関する請願(三通)
請願者 福岡市東中洲二〇六全電通労組福岡県支部内岩崎太一外千四百七十三名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三三二八号と同じである。

第三四七七号 昭和三十七年四月二十五日受理
物価値上反対等に関する請願
請願者 岩手県遠野市遠野町六ノ二一 伊藤昇三外千三百五十四名

紹介議員 藤原 道子君
池田首相は「経済のことは私に任せなさい。必ず所得を増加させます。私はうそを申しません」といったが、現在、生活は所得倍増どころか、公共料金、食品等の激しい値上がりで物価倍増に

打ちひしがれているから、(一)政府の高物価政策をやめること、(二)公共料金、管理価格等独占的に価格をつり上げる政策を中止すること、このため、各種の法的措置を明らかにすること、(三)生産流通機構を抜本的に整備し生産性の向上に即して物価を引き下げ、所得を引き上げること、(四)間接税(特に物品税、消費税)を引き下げ、末端小売価格に明確に反映させること、(五)公正取引委員会の物価に対する権限を現行法上に強化すること等の施策を強力に推進せられたいとの請願。

第三四七八号 昭和三十七年四月二十五日受理

物価値上げ反対等に関する請願

請願者 秋田県花輪町字下花輪

一六五 成田美代治外

二千三十八名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第三四七七号と同じである。

第三四七九号 昭和三十七年四月二十五日受理

物価値上げ反対等に関する請願

請願者 秋田県山本郡二ツ井町

比井野 宮腰テイ外二

千八百四十一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三四七七号と同じである。

第三五五一号 昭和三十七年四月二十八日受理

物価値上げ反対等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市大師下

殿町五、六二八 片山

秀夫外三千五百三十八

名 紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三四七七号と同じである。

参議院商工委員会会議録第二十一号中正誤

ベシ段行 誤 正
一一 末 政府委員 事務局側
二一 二 家庫用品 家庭用品
クク 三 景品代販売 景品付販売

昭和三十七年五月九日印刷

昭和三十七年五月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局